



## 平成29年度 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(日)～25日(土)までの2週間  
～ 11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」～  
一人で悩まないで、相談してください。

### ～警察の配偶者等からの暴力・ストーカー事案への取り組み～

#### ○ 配偶者等からの暴力事案への対応

警察では、配偶者からの暴力事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意向を踏まえて捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講じています。

また、配偶者暴力防止法に基づき保護命令の通知を受けた警察では、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の迅速な通報等について教示するとともに加害者に対しても、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行っています。

#### ○ ストーカー事案への対応

警察では、被害者の意向を踏まえ、ストーカー規制法に基づき、警告、禁止命令、援助等の行政措置を講じて被害拡大の防止を図るほか、ストーカー規制法その他の法令を積極的に適用してストーカー行為者の検挙に努めています。

また、各種法令に抵触しない場合であっても、被害者に対して防犯指導や関係機関の教示を行うとともに、必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害者の立場に立った積極的な対応を行っています。

#### ～平成28年における事案相談件数～

※ 配偶者からの暴力事案 914件（前年比－77件）  
※ ストーカー事案 356件（前年比－52件）



◆ 相談先 ◆  
各警察署生活安全課 又は  
群馬県警察本部子ども・女性安全対策課  
ストーカー・配偶者暴力対策係  
電話 027-243-0110(代表)

群馬県警察

